一般社団法人津島小商い創出支援機構　基金募集事項

一般社団法人法第 131 条及び一般社団法人津島小商い創出支援機構定款第 27 条に基づき下記の通り基金を募集します。

記

１．基金募集の趣旨

当法人は、津島駅西エリアを主たる事業地域とし、女性・若者世代による地域における創業を包括的に支援することで、雇用機会の創出と定住促進を図るとともに、地域の空き家・空き店舗等を活用することで、地域の活性化を図ることを目的として設立しました。平成 29 年度より、具体的事業を開始するにあたり、事業資金を確保するため、基金の募集を実施します。

２．募集事項

①基金は一口 1 万円で、何口でも拠出していただくことができます。
②基金には利息がつきません。
③基金の返済は、基金拠出者からの請求に応じて、定時社員総会の決議により決定します。
④返還可能額は、当法人の決算時の純資産額が基金総額を超過する額の範囲内です。全額返還とならなかった場合は、残金は基金返還請求権を繰り返すことができます。
⑤基金拠出者は、社員総会における議決権その他法人の運営に関する権限を有しません。

３．募集期間

随時

４．払込方法

「基金引受申込書」に必要事項を記入して当法人への申込をしたうえで、次の指定口座へお振込みください。

名古屋銀行　津島支店（店番号 233）
普通口座　3478239
口座名義　一般社団法人　津島小商い創出支援機構　代表理事　石田富男

以上

平成　　年　　月　　日

基金引受申込書

私は、一般社団法人津島小商い創出支援機構の基金募集の趣旨に賛同し、募集事項の記載事項を承認の上、下記のとおり基金を引き受けたく申し込みいたします。

記

1　引き受けようとする口数、金額

口　　万円

2　お振り込み予定日

年　　月　　日

3　申込者

氏　　名	
住　　所	
電話番号	
E-mail	

以上